

# 国指定鳥獣保護区 特別保護地区の指定について

平成28年10月18日(火)  
中央環境審議会自然環境部会  
野生生物小委員会

# 国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

## 1. 法律上の規定：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

### 国指定鳥獣保護区

#### 位置づけ

国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域(法第28条)

#### 規制内容

狩猟は認められない(法第11条)

### 特別保護地区

#### 位置づけ

鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域(法第29条)

規制内容(要許可行為(法第29条第7項))

- ・ 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること
- ・ 水面を埋め立て、又は干拓すること
- ・ 木竹を伐採すること 等

# 国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

## 2. 指定区分とその要件：鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針

(1) 大規模生息地 (浅間 30,940ha、白神山地 17,157haなど 10箇所)

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために設定。1箇所当たり10,000ha以上。

(2) 集団渡来地 (中海(カモ・ハクチョウ類)、荒尾干潟(シギ・チドリ類)など 35箇所)

集団で渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等に設定。

(3) 集団繁殖地 (天売島(ウミガラス等)、枇榔島(カンムリウミスズメ等)など 19箇所)

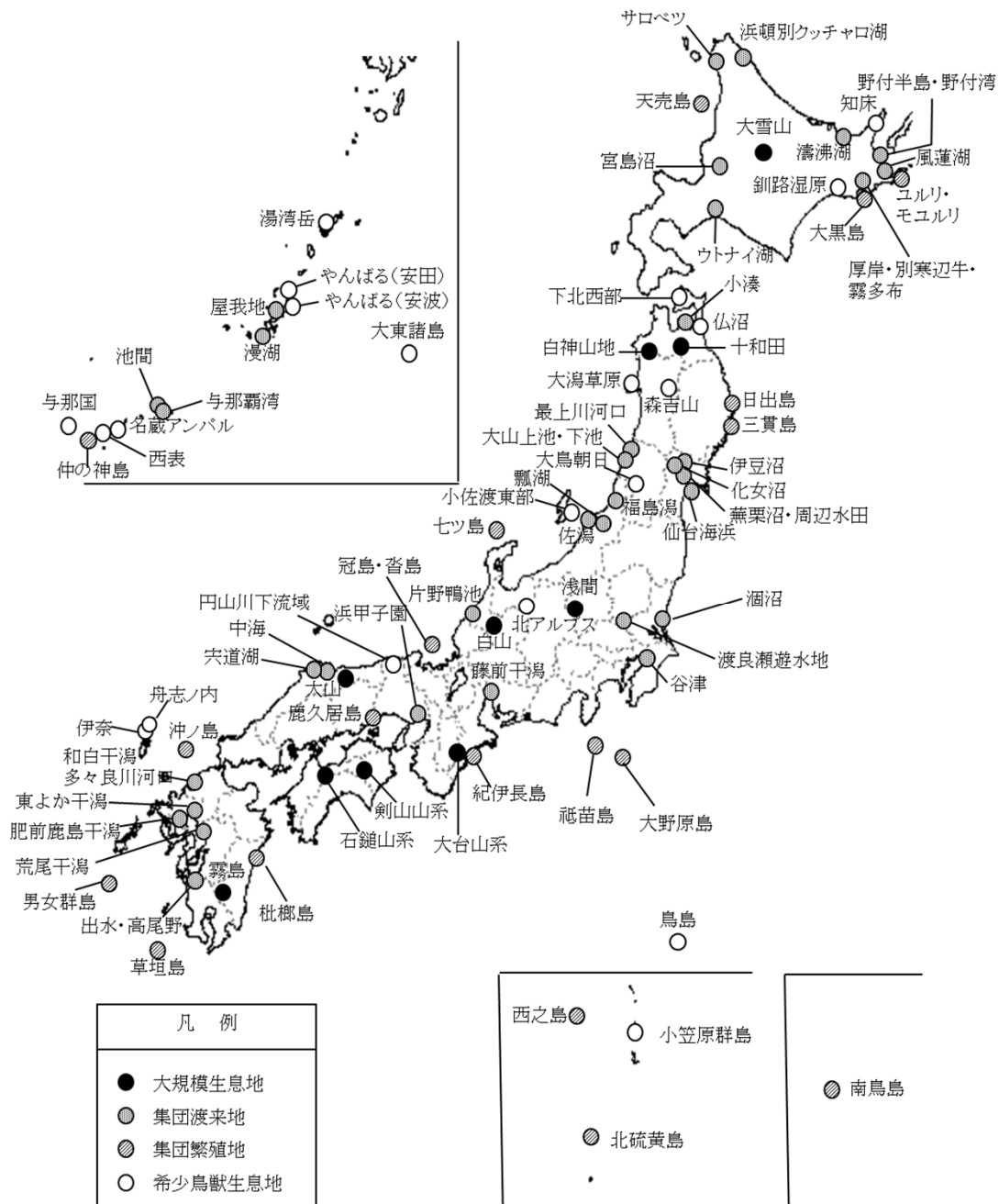
集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図るため島嶼、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等に設定。

(4) 希少鳥獣生息地 (鳥島(アホウドリ)、北アルプス(ライチョウ)など 21箇所)

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧 類又は 類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣の生息地。

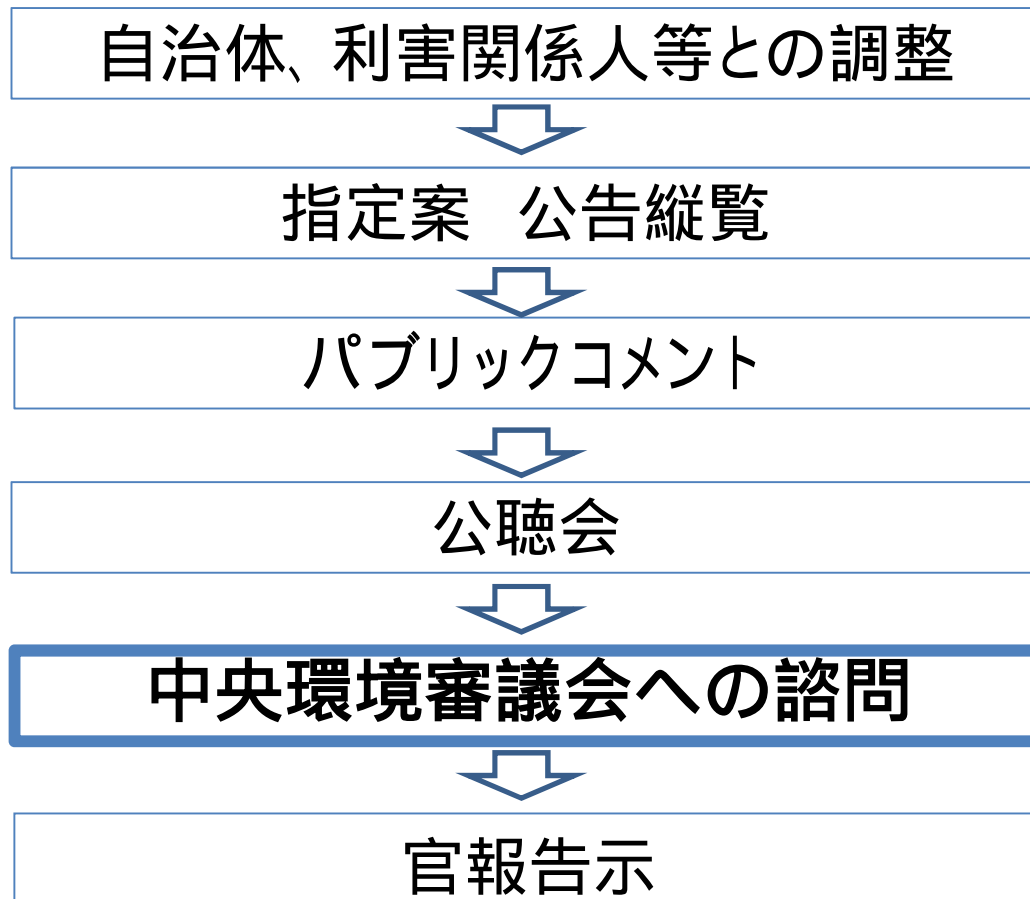
# 国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

## 3. 指定状況



# 国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

## 4. 指定までの主な手順



### ● 諮問対象案件

#### 鳥獣保護区

・新規指定

(法第28条第1項)

・既指定保護区の変更(拡張)

(法第28条第2項)

#### 特別保護地区

・新規指定及び

存続期間終了後の再指定

(法第29条第1項)

・存続期間中の変更(拡張)

(法第29条第4項)

# 国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

## 5. 今回諮問する特別保護地区

鳥獣保護区 及び特別保護地区	種別	指定区分	所在	存続期間	面積
屋我地鳥獣保護区 屋我地特別保護地区	再指定	集団 渡来地	沖縄県 名護市、 今帰仁村	H28.11.1 ~ H38.10.31	1001ha 水面 997ha その他(岩礁等) 4ha

### ● 経緯

昭和51年11月1日 当初指定  
平成8年10月23日 再指定  
平成18年10月27日 再指定

# 国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

## 6. 指定後の鳥獣保護区

- ・箇所数 85箇所 → 85箇所  
うち特別保護地区 70箇所 → 70箇所
- ・面積

鳥獣保護区	585,980ha	→	585,980ha
特別保護地区	160,343ha	→	160,343ha

〔 箇所数及び面積とも変更なし 〕

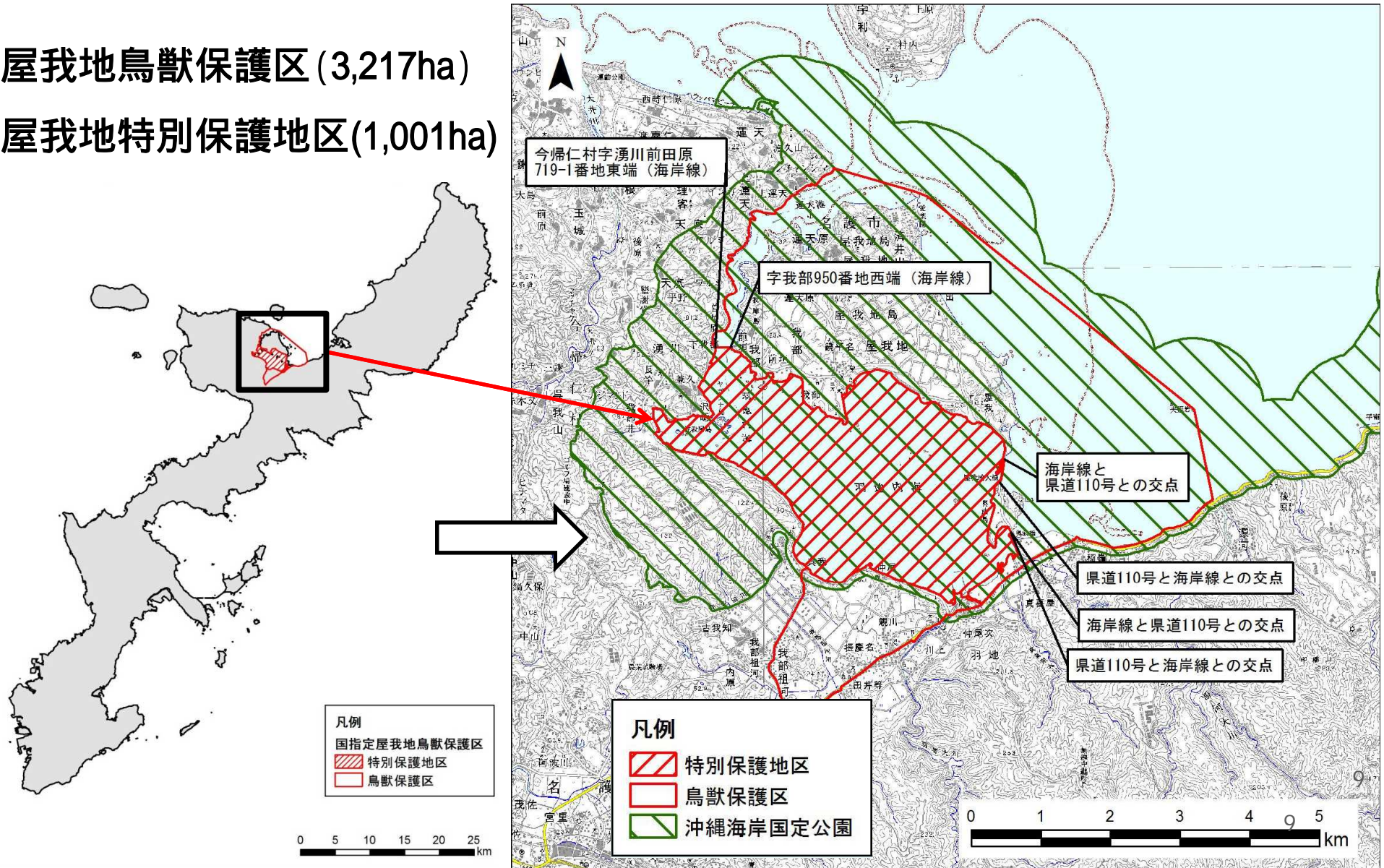




# 国指定屋我地鳥獣保護区 屋我地特別保護地区の再指定について

屋我地鳥獣保護区 (3,217ha)

屋我地特別保護地区 (1,001ha)





# 屋我地鳥獣保護区 屋我地特別保護地区の概要

## ● 位置

沖縄県名護市、  
今帰仁村

## ● 面積

特別保護地区  
1,001ha(再指定)

## ● 存続期間

平成28年11月1日  
から平成38年10月  
31日まで (10年間)

## ● 指定区分

集団渡来地



# 屋我地鳥獣保護区 屋我地特別保護地区の概要

## ● 他法令による規制区域等

- ・沖縄海岸国定公園(普通地域)

## ● 生息する鳥獣

鳥類:32科112種(シギ・チドリ類)

シロチドリ・ベニアジサシ、エリグロアジサシ

## ● 自然環境の概要

- 本部半島及び屋我地島に囲まれた、羽地内海、一部岩礁
- 陸域を起源とする堆積物を多く含む砂礫に覆われた水深の浅い地形が広がり、一部では干潮時に干潟が発達(185種の貝類)
- 海岸泥質地にはヒルギ群落が成立
- 海中では33種の海藻及び海草類が確認



## ● 法第32条の規定に基づく補償

- ・これまで本特別保護地区において実績はないが、同条の規定にある損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償することとなる。



# 屋我地鳥獣保護区 屋我地特別保護地区の概要



屋我地特別保護地区 遠望

# 屋我地鳥獣保護区 屋我地特別保護地区の概要



羽地内海 干潟



オヒルギ林



ハクセンシオマネキ



ミナミトビハゼ

鳥類の多くが採餌、休息及び繁殖の場として当該区域を利用



# 屋我地鳥獣保護区 屋我地特別保護地区の概要

エリグロアジサシ



ベニアジサシ



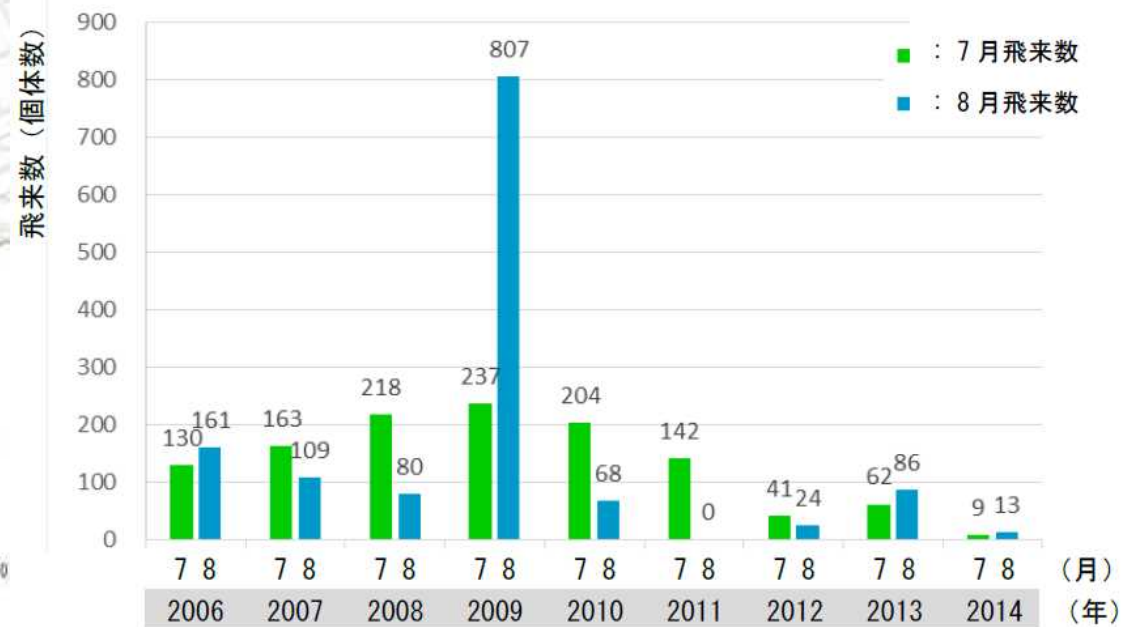
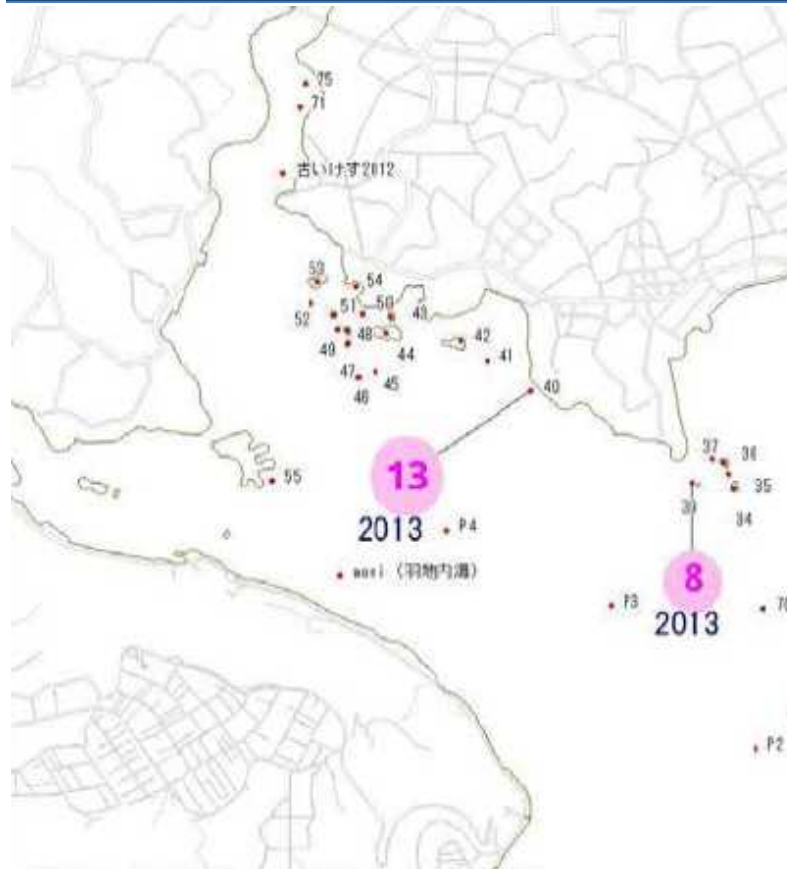
ハマシギ



ダイゼン



# 屋我地鳥獣保護区 屋我地特別保護地区の概要



ベニアジサシ飛来数の経年変化

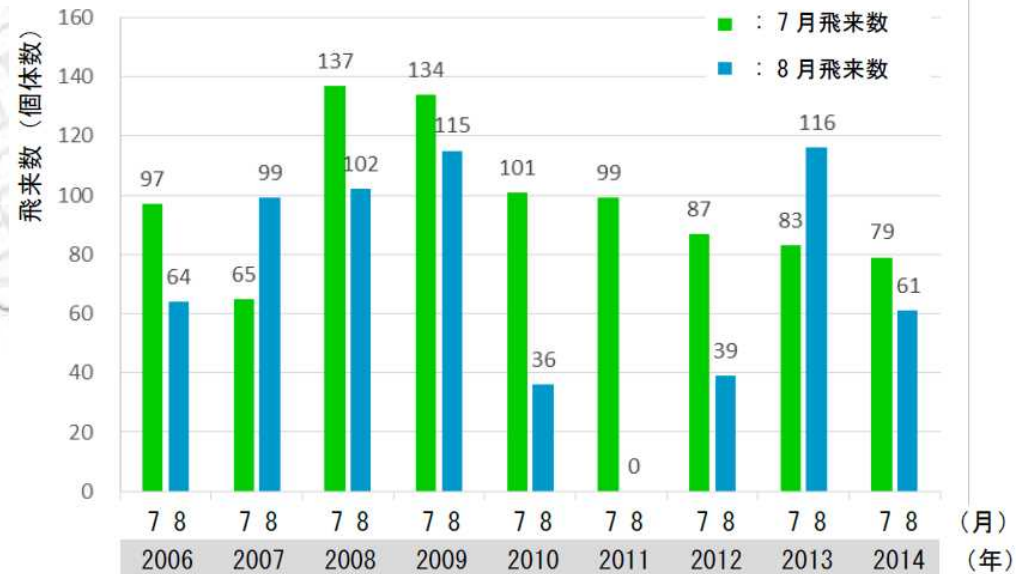
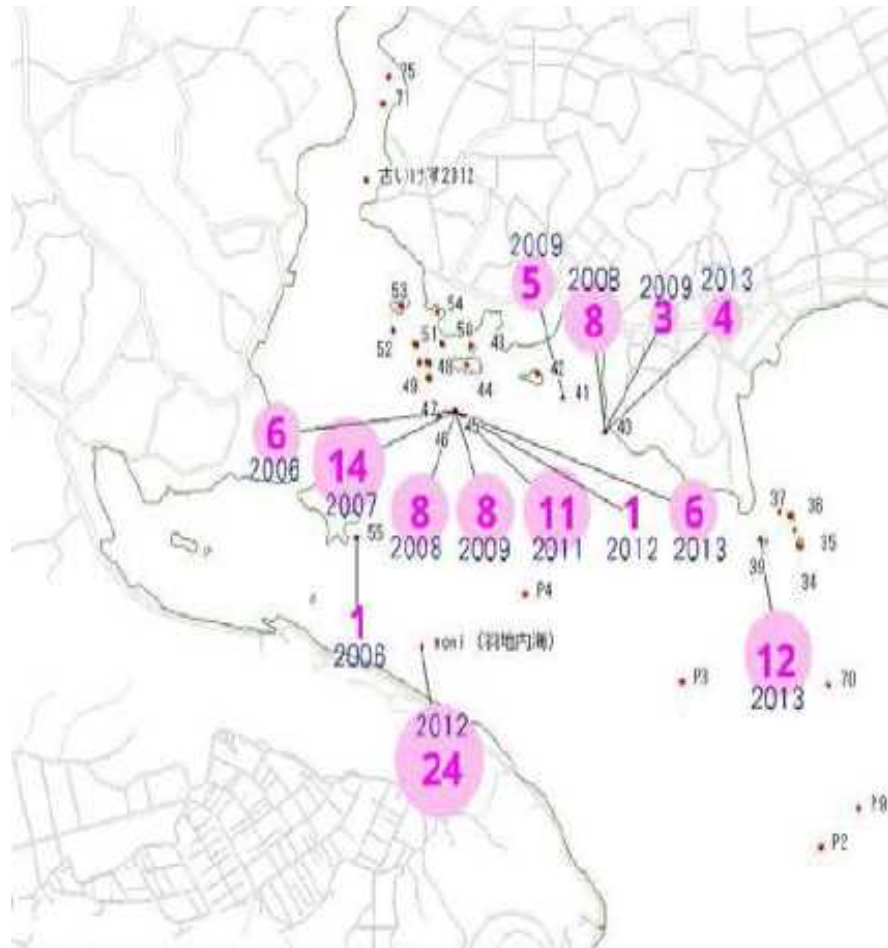
ベニアジサシの営巣数 (2006-2014)  
かつての推定巣数は100～920巣であった。

出典：平成26年度国指定屋我地鳥獣保護区アジサシ類等保全調査業務報告書





# 屋我地鳥獣保護区 屋我地特別保護地区の概要



エリグロアジサシ飛来数の経年変化

エリグロアジサシの営巣数(2006-2014)



出典:平成26年度国指定屋我地鳥獣保護区アジサシ類等保全調査業務報告書

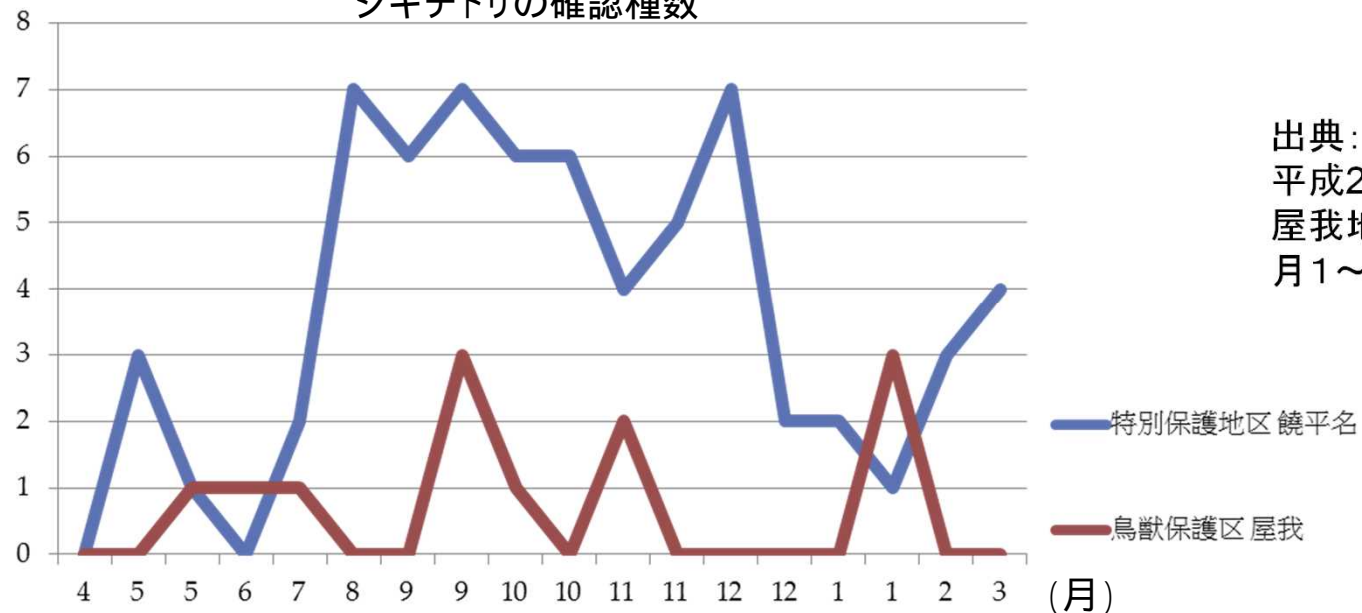


# 屋我地鳥獣保護区 屋我地特別保護地区の概要



最大確認飛来数	特保	鳥区
ムナグロ	73	13
シロチドリ	164	4
メダイチドリ	14	11
キアシシギ	33	2
イソシギ	3	2
ベニアジサシ	100以上	3
エリグロアジサシ	10	14

シギチドリの確認種数



出典：  
平成27年度  
屋我地鳥獣保護区管理員報告書  
月1～2回定点調査結果

# 屋我地鳥獣保護区 屋我地特別保護地区の概要



羽地内海は海面利用型  
レクリエーションとしてカヤック、  
釣り等が行われている。



# 屋我地鳥獣保護区 屋我地特別保護地区の概要

## ● 前回指定時(平成18年～)からの管理等状況

- ・国指定鳥獣保護区管理員2名による巡視及び鳥獣調査、制札の管理(年間33人日程度)を実施。
- ・周辺海域の利用者、地域住民、一般参加者、鳥類専門家及び行政関係者を対象に、アジサシ類保全ワークショップを開催し、保全の重要性・問題点等の意見交換を行った。
- ・平成18～26年度にかけて海岸清掃を行い、生息環境の美化、普及啓発を実施した。
- ・漁業関係者と連携したアジサシ類の保全活動を実施した。



## < 管理方針 >

集団渡来地の保護区として、シロチドリ、ベニアジサシ等をはじめとするシギ・チドリ類の生息環境の保護を図るため適切な管理を推進。

国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等の実施。

関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等。

違法捕獲防止や制札の維持管理のための定期的な巡視の実施。

# 公告縦覧・パブリックコメントの実施結果

## 公告縦覧

公告期間：平成28年8月23日～9月5日(14日間)

縦覧場所：環境省野生生物課及び那覇自然環境事務所

意見：0件

## パブリックコメント

期間：平成28年8月26日～9月24日(30日間)

掲載場所：環境省ホームページ

意見：2通 4件

# パブリックコメントの意見の内容とそれに対する考え方

意見の概要	意見に対する考え方
<p data-bbox="241 411 869 466"><b>【特別保護地区の指定目的】</b></p> <p data-bbox="264 534 1079 694">真喜屋川河口で顕在化している堆積物による陸地化への対策など「生息環境の保全」が課題である。</p> <p data-bbox="264 710 1079 925">環境省として、将来にわたる環境保全対策として地域住民の理解と協力が得られるようビジョンと具体的方法を示して欲しい。</p> <p data-bbox="264 1053 1079 1332">指定区域はアジサシ類をはじめとした貴重な鳥類が生息し、地域全体が理解を示しているが、平成27年度に供用開始した羽地の駅等、地域振興に寄与する利活用政策を妨げないことが必要と考える。</p>	<p data-bbox="1169 534 2011 750">これまでに地域住民を対象としたワークショップを開催する等、地域と連携して取り組んできたところ。引き続き、地域住民の理解、連携が図れるよう努めていく。</p> <p data-bbox="1169 1053 2011 1212">地域振興に係る利活用については、鳥獣保護上支障のないよう具体の調整を行うよう考えているため、事前に相談願いたい。</p>

# パブリックコメントの意見の内容とそれに対する考え方

意見の概要	意見に対する考え方
<p><b>【管理方針】</b></p> <p>当該地区が鳥獣保護区と同時に沖縄県の重要港湾に指定されていることから、環境保全とのバランスを図りながら産業振興のための開発、整備を計画的に行うことが必要である。</p> <p>アジサシなどが生息する岩礁にカヌーなどで近づくことにより、鳥獣の生息が危ぶまれている状況があり、地域全体での取組が必要であると考えている。</p> <p>鳥獣保護や環境保護に視点をおきながら、今後、羽地の駅周辺地域が地域経済の発展と環境保全の活動拠点となるよう要望する。</p>	<p>重要港湾に係る開発、整備については、鳥獣の保護上支障のないよう具体の調査を行うよう考えているため、事前に相談願いたい。</p> <p>これまでアジサシ類保全のためのワークショップ等、地域と連携して取り組んでいるところ。引き続き、地域全体の理解、連携が図られるよう取組を進めていく。</p>

# 公聴会の実施結果

## 公聴会

- 開催日：平成28年9月28日(水)
- 場 所：沖縄県今帰仁村中央公民館
- 公述人：12名  
(本人出席2名、代理出席4名、欠席6名)
- 意 見：賛成11名 条件付賛成1名(名護市)



主な意見	意見の対応
<p>港の管理運営及び事業計画に支障を与えることのないよう配慮願いたい。</p> <p>羽地の駅と併せて地域振興の拠点としての利用計画があるため、基本計画を策定し、協議を行う予定である。その際は配慮願いたい。</p> <p>アジサシ類の繁殖地は伊是名島や水納島に移ることも予想されることから、鳥獣保護区指定に向けて準備を進めてもらいたい。</p>	<p>鳥獣の生息に支障のない範囲で適宜調整する。</p> <p>他の島の鳥獣保護区指定については、今後の鳥獣保護行政を進める上で参考とする。</p>